平成28年度に各児童相談所及び各市町村で対応した児童相談の状況及び児童相談所における児童虐待相談の内訳は下記のとおりでしたのでお知らせします。

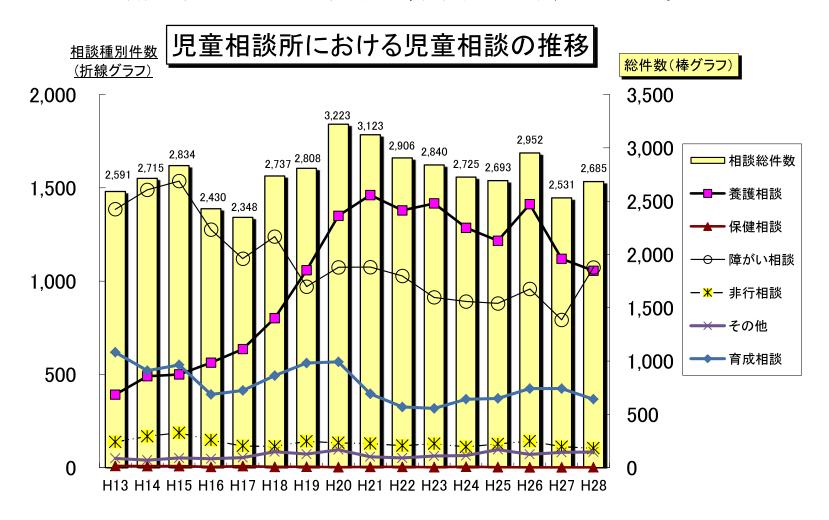
平成28年度 児童相談の状況について

1 児童相談の対応状況

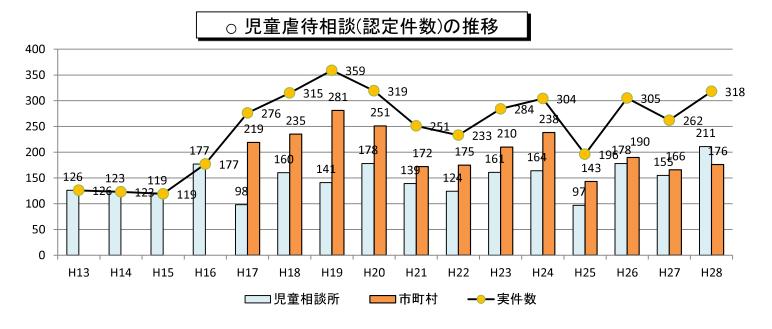
平成29年6月 青少年家庭課

相談種別		平成20	6年度			平成2	7年度		平成28年度			
个目的人们里方门	0 児童	相談所	目談所 ◇ 市町村		ο 児童	相談所	♦市	◇ 市町村		○ 児童相談所		町村
養護相談	1,412	47.8%	586	63.5%	1,120	44.3%	526	64.1%	1,056	39.3%	546	68.9%
(内虐待相談)	178	6.0%	190	20.6%	168	6.6%	186	22.7%	232	8.6%	220	27.8%
保健相談	1	0.0%	12	1.3%	1	0.0%	10	1.2%	1	0.0%	15	1.9%
障がい相談	958	32.5%	95	10.3%	792	31.3%	84	10.2%	1,073	40.0%	71	9.0%
非行相談	142	4.8%	6	0.7%	112	4.4%	11	1.3%	104	3.9%	12	1.5%
育成相談	368	12.5%	169	18.3%	424	16.8%	121	14.7%	367	13.7%	88	11.1%
その他	71	2.4%	55	6.0%	82	3.2%	69	8.4%	84	3.1%	60	7.6%
合計	2,952	100.0%	923	100.0%	2,531	100.0%	821	100.0%	2,685	100.0%	792	100.0%

- 平成28年度の対応件数は、児童相談所で2,685件(*前年比:154件増/約6%増)。市町村は792件(*前年比:29件減/約4%減)
- 受付内訳は、児童相談所は障がい相談が最も多く、次いで養護相談、市町村では養護相談が 最も多く、次いで育成相談となっている。
 - ※ 平成17年4月から全市町村に児童家庭相談窓口が設置されている。



2 児童虐待相談の認定件数

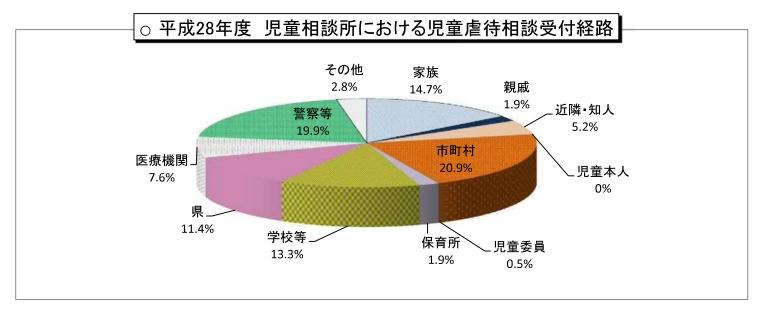


※ H13~H16年度は児童相談所で受け付けた件数。H17年度から市町村に児童家庭相談窓口設置。

- 平成28年度の児童虐待相談の認定件数は、児童相談所が211件(前年比約36%の増)、 市町村が176件(同約6%の増)となった。
- 児童相談所と市町村で連携して関わった重複ケース69件を除くと、県内で新たに 児童虐待相談として認定した件数は318件で、前年比約21%の増となった。
- ・平成 2 6 年度: 3 0 5 件 《 1 7 8 件 (児童相談所分) + 1 9 0 件 (市町村分) 6 3 件 (重複分) = 3 0 5 件》 ・ 平成 2 7 年度: 2 6 2 件 《 1 5 5 件 (児童相談所分) + 1 6 6 件 (市町村分) 5 9 件 (重複分) = 2 6 2 件》 ・ 平成 2 8 年度: 3 1 8 件 《 2 1 1 件 (児童相談所分) + 1 7 6 件 (市町村分) 6 9 件 (重複分) = 3 1 8 件》
- 平成28年度の児童相談所への虐待通告件数は421件(H27は395件)であった。

(1)-1受付経路(児童相談所)

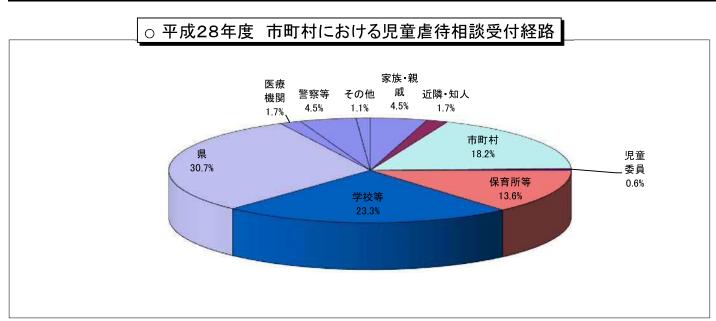
区分	家族	親戚	近隣•知 人	児童 本人	市町村	児童 委員	保育所	学校等	県	保健所	医療 機関	警察等	その他	計
H26年度	20	13	14	2	41	0	4	28	8	5	4	36	3	178
口20千度	11.2%	7.3%	7.9%	1.1%	23.0%	0.0%	2.2%	15.7%	4.5%	2.8%	2.2%	20.2%	1.7%	100.0%
H27年度	21	1	3	1	18	0	11	41	11	0	3	31	14	155
口2/千段	13.5%	0.6%	1.9%	0.6%	11.6%	0.0%	7.1%	26.5%	7.1%	0.0%	1.9%	20.0%	9.0%	100.0%
H28年度	31	4	11	0	44	1	4	28	24	0	16	42	6	211
口20千戊	14.7%	1.9%	5.2%	0.0%	20.9%	0.5%	1.9%	13.3%	11.4%	0.0%	7.6%	19.9%	2.8%	100.0%



- o 児童相談所に寄せられた児童虐待相談は、市町村や警察からが多く、次いで家族、学校等、 県からとなっている。
- 医療機関からの相談・通告がこれまでに比べて増加した。

(1)-2受付経路(市町村)

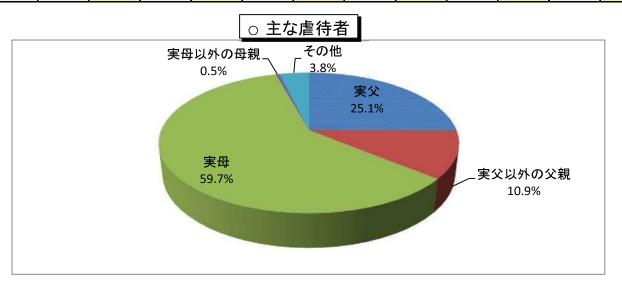
区分	家族• 親戚	近隣• 知人	児童 本人	市町村	児童 委員	保育所等	学校等	県	保健所	医療 機関	警察等	その他	計
H26年度	39	4	0	44	1	12	42	37	0	4	3	4	190
口20千段	20.5%	2.1%	0.0%	23.2%	0.5%	6.3%	22.1%	19.5%	0.0%	2.1%	1.6%	2.1%	100.0%
H27年度	12	7	0	40	1	12	29	53	0	3	5	4	166
□□2/平/支	7.2%	4.2%	0.0%	24.1%	0.6%	7.2%	17.5%	31.9%	0.0%	1.8%	3.0%	2.4%	100.0%
H28年度	8	3	0	32	1	24	41	54	0	3	8	2	176
П20千段	4.5%	1.7%	0.0%	18.2%	0.6%	13.6%	23.3%	30.7%	0.0%	1.7%	4.5%	1.1%	100.0%



o 市町村に寄せられた児童虐待相談は、県、学校等からが多く、次いで市町村(児童家庭相談窓口以外)、保育所等からとなっている。

(2)主な虐待者(児童相談所)

区分	実	父	実父以外	外の父親	実母		実母以外の母		その他		計	
H26年度	73	41.0%	14	7.9%	86	48.3%	2	1.1%	3	1.7%	178	100.0%
H27年度	65	41.9%	6	3.9%	79	51.0%	3	1.9%	2	1.3%	155	100.0%
H28年度	53	25.1%	23	10.9%	126	59.7%	1	0.5%	8	3.8%	211	100.0%

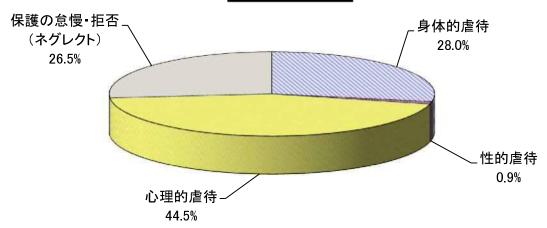


o 主な虐待者は、実母が127件(59.7%)と最も多く、次いで実父が53件(25.1%)、 実父以外の父親が23件(10.9%)となっている。

(3)虐待種別(児童相談所)

	身体的虐待		性的	虐待	心理	的虐待		怠慢・拒否 レクト)	計		
H26年度	48	27.0%	7	3.9%	84	47.2%	39	21.9%	178	100.0%	
H27年度	44	28.4%	1	0.6%	69	44.5%	41	26.5%	155	100.0%	
H28年度	59	28.0%	2	0.9%	94	44.5%	56	26.5%	211	100.0%	

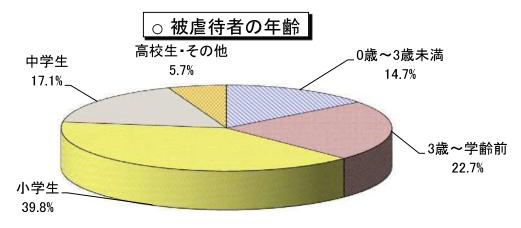
○ 虐待種別



○ 虐待の種別を見ると、心理的虐待が94件(44.5%)で最も多く、次いで、身体的虐待が59件(28.0%) 保護の怠慢・拒否(ネグレクト)が56件(26.5%)となっている。

(4)被虐待者の年齢(児童相談所)

区分	O歳~	3歳未満	3歳~学齢前		小学生		中学生		高校生・その他		計	
H26年度	14	7.9%	53	29.8%	67	37.6%	33	18.5%	11	6.2%	178	100.0%
H27年度	18	11.6%	32	20.6%	66	42.6%	33	21.3%	6	3.9%	155	100.0%
H28年度	31	14.7%	48	22.7%	84	39.8%	36	17.1%	12	5.7%	211	100.0%



○ 虐待を受けている子どもの年齢をみると、小学生が84件(39.8%)で最も多く、次いで3歳~学齢前が48件(22.7%)、中学生が36件(17.1%)、0歳~3歳未満が31件(14.7%)となっている。

《参考》相談の種類及び主な内容

1. 養證	養相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難、棄児、迷子、虐待等の環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談						
2. 保健	組談	熟児、虚弱児、内部機能障がい、小児喘息、その他の疾患(精神疾患を含む)等を有する子どもに関する相						
3. 障か	い相談	肢体不自由、視聴覚障がい、言語発達障がい、重症心身障がい、知的障がい、自閉症等に関する相談						
4. 非行								
	ぐ犯等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども等に関する相談						
	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から通告のあった子ども、犯罪少年で家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談						
5. 育成	社談	性格行動、不登校、進学適性・職業適性・学業不振等、育児・しつけに関する相談						
6. その)他の相談	上記のいずれにも該当しない相談						